

フィギュア部専門委員会規約

第1章 総則

第1条 本会は長野県スケート連盟(以下「県連盟」という。)規約第11条によりフィギュア部専門委員会と称し、事務局を県連盟内事務局に置く。

第2条 本会は県連盟フィギュア専門委員会をもって組織する。

第3条 専門委員は県連盟加盟団体に所属し、所属長の推薦を受け本会の総会においてその承認を得なければならない。

第4条 専門委員はスケートに関する規約、規則を遵守するとともに、常に専門委員としての品位を保持しなければならない。これらに違反したときは総会の議決を経て委員長が除名することができる。

第5条 本会は会員相互の協力を篤くし、長野県フィギュアスケートの振興を図るとともに長野県の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事務

第6条 本会は第4条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 選手の育成並びに強化
2. フィギュアスケートの地域社会への普及、情宣並びに指導
3. 講演会、講習会、研究会、映画界、座談会等の開催
4. バッジテストの開催
5. 各種大会の競技役員並びに選手の選出。
6. その他フィギュアスケートに関する事項。(日本スケート連盟への専門委員、審判員の推薦等)

第3章 役員

第7条 本会に次の役員を置くことができる。

- 委員長 1名
- 副委員長 2名
- 総務 1名
- 会計委員 1名
- 監査委員 2名
- 強化委員 若干名
- バッジテスト委員 若干名
- 普及委員 若干名
- 審判委員 若干名

第8条 委員長は本会を代表し、会務を執行する。副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときはその任務を代行する。各部署委員は別に定める事項を分掌する。

第9条 本会に顧問を置くことができる。

第10条 役員は総会において選任するものとする。

第11条 役員の任期は2ヵ年とする。ただし再任を妨げない。

第4章 会議

第12条 総会は毎年春期1回県連盟の承認を得て委員長が召集する。

第13条 次の事項は総会に付議し承認を得なければならない。

1. 規約の変更
2. 事業計画、事業報告、収支予算、収支決算
3. その他委員長が重要と認める事項

第14条 委員長は必要に応じ臨時総会及び役員会を開き事業の推進にあたる。

第15条 総会は会員の2分の1以上の出席がなければ開会又は議決することができない。ただし該当事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席者と見なす。

第16条 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによ

る。

第17条 会議において審議される事項については委員長が県連盟へ報告し、承認を得るものとする。

第4章 経理

第18条 本会の経費は会費、助成金、及び寄付金等をもってあてる。

第19条 本会の会費は年額3,000円とし、毎年定期総会までに会計委員へ納入しなければならない。

第20条 前条に定める会費のほか負担金などを期日までに納入しないものは自動的に除籍されたものとみなす。

第21条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

本規約は、昭和42年 4月 1日から施行する。

附 則

本規約は、昭和48年 4月14日から施行する。

附 則

本規約は、平成 5年10月16日から施行する。